こんなときは14日以内に届け出を

新年度にあたり、世帯等に変更 (家族が就職した・職員を雇用したなど) があった時は、お早め にご申請をお願いいたします。

事由		提 出 書 類
加入する時	職員を雇用した 子供が生まれた 同居の家族が職場の健康保険をやめた	・加入申請書・住民票原本(世帯全員記載のもの)・番号確認書類・身元確認書類(事業主が加入する時)・適用除外承認申請書(法人事業所の組合員加入時)
やめる時	家族が就職し他の健康保険に入った 家族が住民票を異動した 職員 (75歳未満) が退職した 組合指定地区外に住所が移った*	・喪失届出書・被保険者証・高齢受給者証 (70歳~74歳の方)・限度額適用認定証 (発行者のみ)
その他	自宅住所が変わった	・住所変更届・住民票原本(世帯全員記載のもの)・被保険者証・高齢受給者証(70歳~74歳の方)・限度額適用認定証(発行者のみ)
	氏名が変わった	・氏名変更届・住民票原本(世帯全員記載のもの)・被保険者証・高齢受給者証(70歳~74歳の方)・限度額適用認定証(発行者のみ)

※ 組合指定区域(組合規約第4条)とは、『茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野各県の全市町村』及び『千葉県の一部・東京都の 一部・神奈川県の一部・福島県の一部の区域』です。 【詳しくは、規約、ホームページ、または組合まで】

- 家族として加入できるのは組合員と住民票が同一世帯の方です。(住所地特例を除く)
- ご注意 税理士登録されている方は、家族としての加入はできません。
- 住民票が同一でない家族は、生計が同一・無職・無収入等の理由では加入できません。(住所地特例は除く)
- 同一世帯の家族が市町村国保に加入しているときは、どちらか一方に包括加入となります。【国民健康保険法第19条】
- 住民票が組合指定地区外にある(転居した)場合は、加入(継続)できません。 【組合規約第4条】

修学のため、住民票を他市町村に移した 家族の届け出 (マル学)

大学・高校等に修学するため、他市町村に住民票を移すことになったご家族に ついては、住民票を他市町村に移した後も引き続き加入継続ができるという特例 (住所地特例)があります。特例を受けるためには、「マル学」の申請が必要です。



- 国民健康保険法第116条 該当届
- 在学証明書または学生証の写し(有効期限の明記されたもの)
- 転出先の住民票原本 (世帯全員記載のもの)
- 被保険者証

※「大学・高校等」とは、学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校等と同程度の教育を行う教育機関

福祉施設入所や長期入院等の事情により住民票を移す場合は、「マル遠」(住所地特例)の申請が必 要です。

施設入所証明書・転出先の住民票原本(世帯全員記載のもの)・被保険者証等を添付のうえ、「国 民健康保険法第116条の2」をご提出ください。

各申請書については、ホームページから最新版がダウンロードできます。 不明なときは組合にお問い合わせください。必要な申請書などをお送りいたします。